

事前評価と事後評価（個別、テーマ別）を中心に、事業の各段階において評価を実施し、一貫した体制を構築しています。

当行は、事業の準備段階において事前評価を実施し、完成段階において事後評価（個別、テーマ別）を実施してきました。さらに、事前から事後までの一貫した評価体制を充実させるべく、借款契約締結後5年目の事業を対象に、その事業計画の妥当性、有効性に注目して検証を行う「中間レビュー」、および完成後7年目の事業の有効性、インパクト、持続性等について検証を行う「事後モニタリング」の導入を進めています。また、円借款事業のみならず、円借款による支援の基本的な考え方や方向性を定めた「海外経済協力業務実施方針」についても評価を実施しています。

事業の各段階と評価の体系

当行は、円借款業務を効果的かつ効率的に実施するために、ODA大綱やODA中期政策を踏まえて、円借款の重点事項等を定めた基本方針である「海外経済協力業務実施方針」を作成しています。実施方針では、アジアを円借款の重点地域と位置づけ、重点分野として貧困削減や人材育成等を掲げています（P.16参照）。

国別業務 実施方針

海外経済協力業務 実施方針

分野別業務 実施方針

実施方針の評価

当行は3年ごとに策定される「海外経済協力業務実施方針」（現行の実施方針の対象期間は2002年4月～05年3月）について評価を行い、評価結果を「外部有識者委員会」の検討を経て公表しています。また、新たな実施方針は、これを踏まえパブリック・コメントも得て策定されます。

事後モニタリング

事後モニタリングは、現在、導入に向け準備中ですが、完成後7年目の事業について、その有効性、インパクト、持続性等について検証するものです。完成後相当の年月が経ってから検証が行われることにより、事後評価時に示された教訓および提言の実施や、統計データの整備など、開発途上国自身によるモニタリング体制の確立等が期待されます。

フォローアップ

事業効果の継続やインパクトの発現を確認するためには、完成後もフォローしていくことが重要です。

準備

開発途上国からの要請に基づいて、当行からの審査チームが開発途上国との協議や実地調査、経済分析等を実施し、審査結果を踏まえて、日本国政府と開発途上国政府との間で外交取極めがなされ、当行が借款契約を締結します。また、事業準備への支援が必要な場合等には、当行によるSAPROFが供与されます。

フィードバック

評価結果や教訓および提言は、開発途上国とも幅広く共有され、開発事業の改善のために活用されています。

完成

事業が完成してその運用が開始され、開発途上国の人々に対して電気や水の供給等、サービス提供が始まります。また、効果を十分に発現させるために、当行によるSAPSが実施されることもあります。

事前評価



事前評価は、効果的かつ効率的に円借款事業を実施するとともに、十分な説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを目的として、借款契約を締結するすべての事業を対象に実施されるものです。事前評価では、当行が支援する必要性や妥当性の検証、評価指標の設定等が行われ、結果は事業事前評価表として公表されます。

■ 案件形成促進調査 (SAPROF)

必要性が高い事業であっても、専門技術等の制約から、開発途上国側での計画の準備が不十分な場合に、その形成努力を支援するために実施される調査。

実施

借款契約が締結されると、事業は開発途上国政府等によって実施に移され、必要な資機材や土木工事等が、国際競争入札等を通じて調達されます。これらは当行によっても監理され、実施を支援する必要がある場合等には、当行によるSAPIが供与されます。

■ 案件実施支援調査 (SAPI)

事業の円滑な実施を図り、その効果発現を期するために、補完的に行う調査。

中間レビュー

中間レビューは、事業効果が十分に発現する完成後2年目に行われる事後評価に先立ち、借款契約締結後5年目の中間段階で、計画の妥当性、有効性に注目して検証を行うものです。現在、導入に向け準備中ですが、これにより実施段階における監理が一層強化されます。

事後評価



事後評価は、十分な説明責任を果たすこと、および円借款業務の一層効果的かつ効率的な実施を目的とし、すべての事業を対象として、完成後2年目に国際的基準に基づき、事業の効率性や有効性、持続性等を検証するものです。